

久代小学校 PTA 総務役員選出規程 (案)

まだ総会で会員の承認を得ていないため
「案」がついています。

総務役員の選出は、**1) 立候補、 2) 話し合い** で決め、最終的な手段として
本人の承諾を得たうえで 3) くじ引き を基本とします。

(選出の手順)

第 1 条 総務役員の選出は、次のとおりとします。

1. PTA 会員の保護者を対象に「総務役員選挙申請書」を配布し、会員は

①立候補する、②役員選挙対象者になることに同意する、

③役員選挙対象者になることに同意しない、

④本校で総務役員・委員（学級委員、地区委員）の経験があるため辞退する
のうち一つを選び提出します。

※役員・委員経験者であっても①、②の選択は可能です。

2. 川西市立久代小学校 PTA 規約（以下「規約」という。）第 13 条に基づき、
提出された「総務役員選挙申請書」をもとに候補者を選出し、総務会、総会の
順で承認を受け選任します。

3. 立候補者多数の場合は、話し合いもしくはくじ引きにより候補者を選出します。
立候補者がいない場合は、②役員選挙対象者になることに同意した者で、
話し合いもしくはくじ引きにより候補者を選出します。

4. 保護者の就業や個々人の事情を考慮した選出にするため、役職を選択できる等、
選出会出席者と協議しながら出席者の納得する形で選出します。

5. 総務役員は、概ね前年度の 2 学期中には選出します。

入会したからと言って総務役員を強制することは一切ありません。役員
をしてもいいよという立候補者の集まりです。やりたくない人を呼び出
すことはいたしませんので、ご安心
ください。

ご自身の意思で決めることですので、
免除規定や審査はありません。役員を
したくない人・できない人は③を選ん
でください。立候補者がいないからと
いて、③を選んだ人の中から役員を
選ぶようなこともいたしません。

(改正)

第 2 条 この規程の改正は、規約第 22 条により総務会で審議し、
その内容は次期総会で報告され議決します。

附則

この規程は、令和2年5月18日から施行します。

この規程は、令和3年5月17日に改正し施行します。

本来PTAは任意加入、活動参加も任意です。やりたい人が「やります。」と
言えば済むはずで、やらない理由を告げる必要はありません。

「できない理由」を人の前で行ったり書かせたりする風潮は、
絶対に止めるべきことです。

会員になっても役員を強制することは一切なく、ご自身の意思にお任せですので、
役員が決まらないことは起こりうると思います。「活動ありき」で考えず
「人ありき」を出発点に、集まった人数で出来ることを見つけます。